

令和8年度 米子市淀江文化センター 清掃仕様書

- 1 清掃は、日常清掃及び特別清掃とし、清掃作業基準に基づき、米子市淀江文化センター業務の遂行に支障をきたさないように誠実に実施し、常に清潔な状態を保つようにするものとする。
- 2 前項によるもののほか、必要に応じて適宜、洗浄、ワックス塗布、研磨などを行い、常に清潔な状態を保つように留意するものとする。
- 3 清掃委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（年末年始12月29日～翌年1月3日を除く）
- 4 清掃内容及び回数（別表1参照）
 - A 日常清掃 毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日及び日曜日の午前8時30分から午前12時まで1人
 - B 特別清掃 施設業務の遂行に支障をきたさない日に行うものとする。
（別紙色分け図面参照のこと）

- 1 床面洗浄ワックス塗布仕上げ（831㎡）2ヶ月に1回、年6回実施

〔 清掃箇所：別紙図面＝緑、1階②の一部 〕

- 2 タイルカーペット清掃（1,319㎡）6ヶ月に1回、年2回実施
楽屋の屋根部分とドレン清掃（170㎡）年2回実施

〔 清掃箇所：別紙図面＝橙、楽屋屋根部分については橙⑭⑮⑯ 〕

- 3 大理石クリーニング（190㎡）1ヶ月に1回、年12回実施

〔 清掃箇所：別紙図面＝ピンク 〕

- 4 ガラスクリーニング（395㎡）3ヶ月に1回年4回又は、1年に1回実施（高所にある一部の窓の内側）

〔 清掃箇所：別紙図面＝赤 〕

- 5 木床洗浄ワックス塗布仕上げ（210㎡）6ヶ月に1回、年2回実施
木目調壁面4面（150㎡）、高さ3mから天井部まで4面（100㎡）
年1回実施

〔 清掃箇所：別紙図面＝紫、木目調壁面については紫③の4面 〕

清掃作業基準

この基準仕様書は、作業の大要を示すものであるから、本書に記載していない事項であっても、施設職員（以下「職員」という。）が美観の維持又は、建物管理上必要と認めた軽微な作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

使用材料

- 1 作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、あらかじめ検査を受けた品質又はこれと同等以上のものを使用すること。
- 2 電気及び水道は、できるだけ有効に使用し、経費の軽減に努めること。

作業工程

実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を2部作成し、職員に提出し、その承認を得ること。

損害その他

- 1 作業実施にあたり、構内の建物、工作物その他に対し、損害を与えたときは、その損害額を賠償すること。
- 2 作業実施中に破損箇所を発見したときは、直ちに職員に報告すること。
- 3 業務処理にあたり、安全を期するとともに、作業場での衛生に厳重に注意すること。
- 4 施設で使用するトイレットペーパーは、米子市淀江文化センターの負担とする。

一般事項

作業実施にあたっては、業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- 1 ほこりを飛散させないこと。
- 2 清掃器具類を建物内の機材等にあてないこと。
- 3 火気には特に留意し、ガソリン、ベンジン等の引火物は、絶対に使用しないこと。
- 4 水の使用にあたっては、機械その他にかからないようにすること。
- 5 不衛生な処置をとらないこと。
- 6 その他細部については、職員の指示を受けること。

A 日常清掃

1 床面清掃（トイレを除く）

タイルカーペット床面は、電気掃除機等を使用し、ビニールタイル床面及び磁器タイル床面は、固く絞った水拭きモップ等にてほこりを除去する。

イベントホール及び舞台は備付の専用モップを使用すること。この際、移動の容易な椅子、つい立て等の備品類は、移動したうえ入念に掃除すること。

ホール内客席の下はゴミなどが落ちていないか特に注意をすること。

視覚障がい者誘導ブロックの箇所は特に砂を入念に除去すること。

2 トイレ清掃

トイレの床面及び、隔壁は固く絞った水拭きモップ等で水拭きすること。便器及び洗面器などは、洗浄剤を用い、丁寧に水洗いのうえ布拭き掃除をすること。

トイレットペーパーは、随時補充すること。汚物入れ等は、内部を水洗掃除すること。

3 手すり、カウンター、楽屋テーブル、会議室の長机、窓枠等の清掃

ほこりを払い、水拭き又は、乾拭きをすること。

4 流し台等の清掃

流し台、ガス台、タイル壁等は、水拭きをすること。

5 たたみ床清掃

乾拭きをすること。

6 ガラス清掃

簡易なガラス拭きをすること。

7 その他

たばこの吸い殻、茶殻及び、紙くず等は、所定のところに捨て、容器は洗浄すること。

B 特別清掃

1 ビニールタイル床

最初に電気掃除機等を用いて掃除のうえ、床に付着している汚物を指定剤で丁寧に除去する。次に、石鹼温水等をもって全面をポリッシャーで洗浄のうえ、汚水を拭き取り、十分乾燥を待ってワックスを用い、均等に塗布のうえ、ブラシ掛けをし、乾拭き及びつや出しをすること。

作業にあたっては壁を破損しないよう留意し、適当な養生をすること。

2 タイルカーペット床、大理石床

最初に電気掃除機等を用いて掃除のうえ、ごみを除去する。次に、石鹼温水等をもって全面をポリッシャーで洗浄のうえ、汚水を拭き取り、十分乾燥をすること。

3 木床

最初に電気掃除機等を用いて掃除のうえ、ごみを除去する。次に、木床用のワックスをもって均等に塗布のうえブラシ掛けをし、乾拭き及びつや出しをすること。

4 扉及び窓ガラス（建物内外の窓及び出入り口ガラス）

両面とも、石鹼水又は、薬液類（スチールに有害となるものあるいは、サッシに塗布したペンキが溶解されるおそれがあるものに用いない）をもって拭き、さらにスクイジーで拭き取ること。

5 ごみ

所定の場所に集め処理し、その付近を入念に掃除すること。

6 木目調壁面及び防音壁

壁面のほこりを除去後、汚れが付着しているところを中性洗剤で水拭きすること。

7 楽屋屋根部分及びドレン清掃

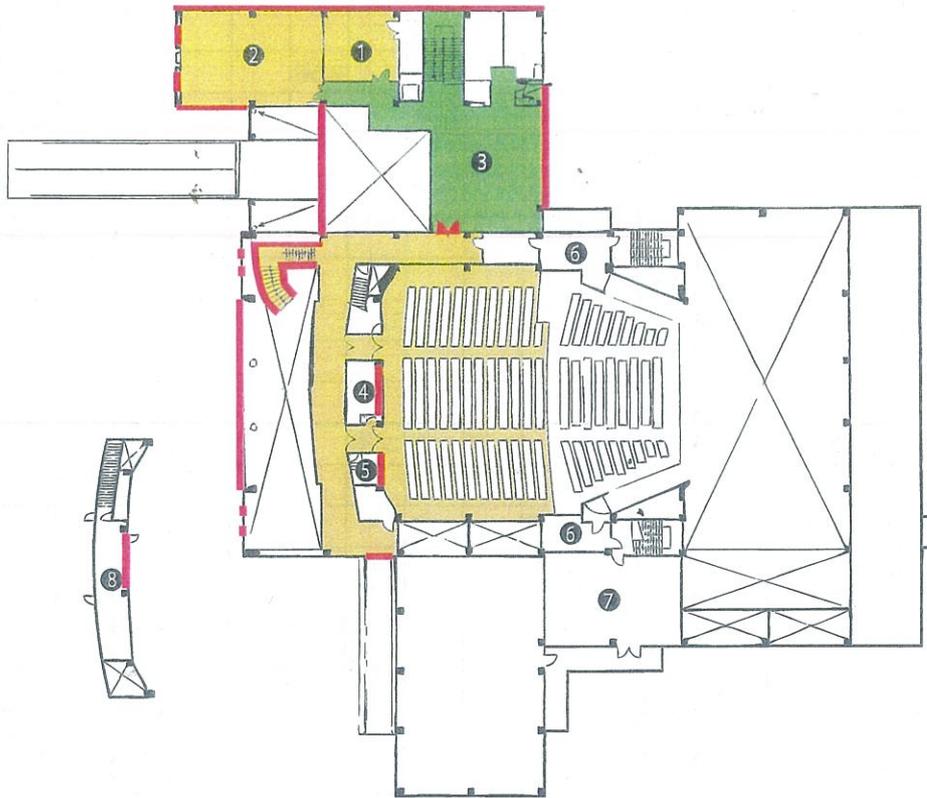
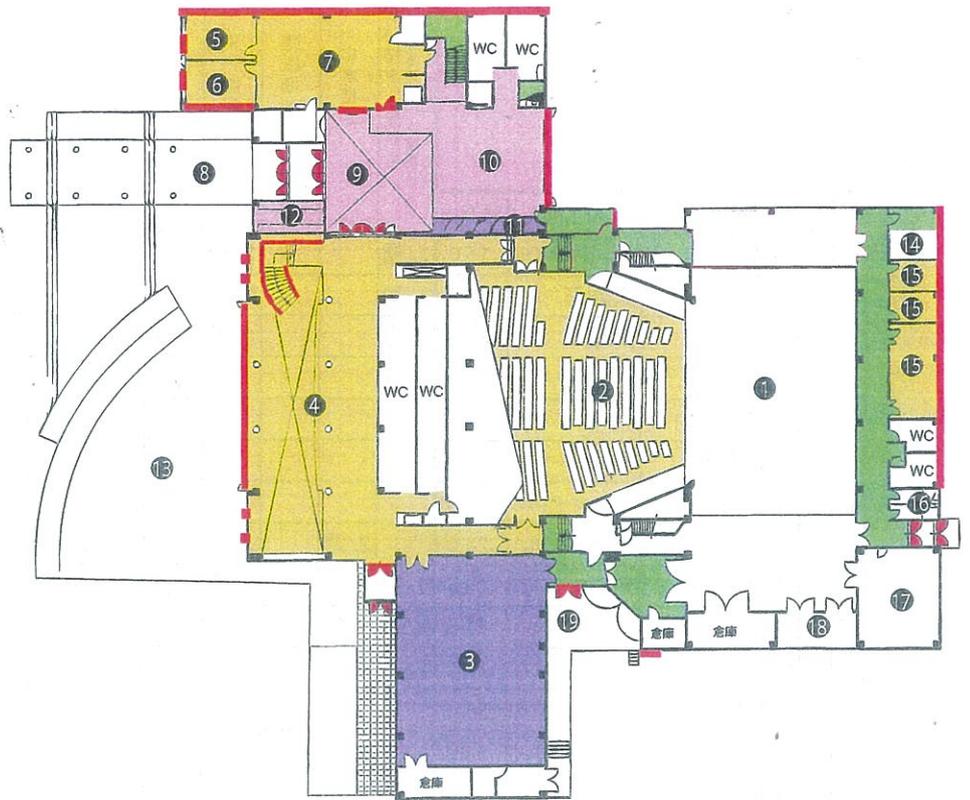
屋根部分の掃除及びドレンの泥、落葉等を除去すること。

8 その他

場所と材質に応じて、一般的事項を留意し、適正な方法で行うこと。

1F

- ① 舞台
- ② 客席
- ③ イベントホール(リハーサル室)
- ④ ホワイエ
- ⑤ 館長室
- ⑥ 委員会室
- ⑦ 事務室
- ⑧ ポーチ
- ⑨ エントランスホール
- ⑩ ロビー
- ⑪ ギャラリー
- ⑫ 自動販売機コーナー
- ⑬ プラザ
- ⑭ 楽屋(和室)
- ⑮ 楽屋(洋室)
- ⑯ シャワー室
- ⑰ 大道具倉庫
- ⑱ ピアノ室
- ⑲ 搬入口



2F 3F

- ① 会議室(1)
- ② 会議室(2)
- ③ ロビー
- ④ 映写室
- ⑤ 親子室
- ⑥ 投光室
- ⑦ 機械室
- ⑧ 調整室

米子市淀江文化センター (さなめホール)